

「やまぐち若者定住応援事業」の実績報告等について

令和8年1月1日現在

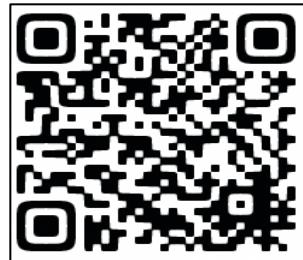
■ 実績報告時の対応について

- 次のいずれかのパターンに分類されますので、該当するパターンの手続きを御確認の上、実績報告書を提出してください。

- ① 交付申請時の返済予定と実際の返済内容に変更（金利変更や繰上償還）がない場合
- ② 交付申請時の返済予定と実際の返済内容に変更があるものの、補助金額に変更がない場合（上限額（10,000円/月×月数）を超えていている場合等）
- ③ 交付申請時の返済予定と実際の返済内容に変更があり、補助金額が減額となる場合
- ④ 交付申請時の返済予定と実際の返済内容に変更があり、補助金額が増額となる場合

- ※ ②～④の場合に補助金額に変更があるかどうかについては、「別紙1 申請額及び実績報告額内訳書」（QRコードもしくは以下URLから取得可能）を作成の上、御確認ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/309124.html>)



■ パターン①（返済内容の変更なし）

<補助金実績報告額>

- 実績報告書様式（県HPからダウンロード）または電子申請フォームに、県から郵送された「交付決定書」に記載されている金額を記入してください。

<報告時添付書類>

- ・ 住宅ローンの返済が確認できる書類（※詳細は2ページ目最後に記載）
- ・ 「別紙1」や返済予定表の提出は不要です。

■ パターン②（返済内容が変わるもの、補助金額に変更なし）

<補助金実績報告額>

- 金額が変わる根拠となる書類等（返済内容変更後の返済予定表等）を元に、「別紙1」を作成して補助金額に変更がないことを御確認の上、その後、実績報告書様式（県HPからダウンロード）または電子申請フォームに、県から郵送された「交付決定書」に記載されている金額を記入してください。

<報告時添付書類>

- ・ 住宅ローンの返済が確認できる書類（※詳細は2ページ目最後に記載）
- ・ 作成された「別紙1」
- ・ 返済内容変更後の返済予定表

■ パターン③（返済内容が変わり、補助金額が減額）

<補助金実績報告額>

- 金額が変わる根拠となる書類等（返済内容変更後の返済予定表等）を元に、「別紙1」を作成の上、右下の「申請額・補助額」欄の金額を、実績報告書様式（県HPからダウンロードまたは電子申請フォーム）に記入してください。

<報告時添付書類>

- ・ 住宅ローンの返済が確認できる書類（※詳細は最後に記載）
- ・ 作成された「別紙1」
- ・ 返済内容変更後の返済予定表

■ パターン④（返済内容が変わり、補助金額が増額）

- 本手続きの前に、「変更承認申請」が必要となります。

【変更承認申請について】

- 金額が変わる根拠となる書類等（※）を元に、「別紙1」を作成の上、変更承認申請書様式（県HPからダウンロード）または電子申請フォームに必要事項を記入してください。

※ 返済内容変更後の返済予定表や繰上償還を行ったことが分かる書類等

<申請時添付書類>

- 「金額が変わる根拠となる書類」及び作成された「別紙1」を提出してください。

■ パターン④（変更承認申請後の続き）

<補助金実績報告額>

- 「変更承認申請」後、県から「変更交付決定書」を送付しますので、「変更交付決定書」に記載されている金額を、実績報告書様式（県HPからダウンロードまたは電子申請フォーム）に記入してください。

<報告時添付書類>

- ・ 住宅ローンの返済が確認できる書類（※詳細は最後に記載）
- ・ 「別紙1」や返済予定表の提出は不要です。

<住宅ローンの返済が確認できる書類について>

- ①返済者名（口座名義人）と補助対象の「全期間分」の②返済金額が分かる書類が必要です。
- 紙の通帳であれば、①氏名等が記載されている欄（中表紙等）の写し+②明細の写しを、アプリであれば、①氏名等が記載されている欄の画面コピー+②明細の画面コピーを想定しています。
- また、通帳やアプリ以外にも、例えば宛名が記載された金融機関から発行される支払（返済）の証明書でも問題ありません。
- なお、提出時に、返済に関係ない部分で見られたくない部分がありましたら、適宜黒塗り等を行ってください。